

www.koujimachi.or.jp

公益社団法人 麹町法人会

Koujimachi

2024

Mar.

No.204

人と人を繋ぐ

(ケンタくんで行く)

歴史
めぐり
- vol.3 -

千代田区の桜



特集

みんなで「食品ロスの削減」
に取り組んでみよう!

pickup!

●新年賀詞交歓会 ●税制改正大綱 ●新入社員研修会 ~2日間コース~



INFORMATION

麴町法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます！

みんなで

「食品ロスの削減」

に取り組んでみよう！



「食品ロス」ってなんだろう？

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間523万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(114g)の食べ物を捨てている計算になります。



日本全体で年間523万トン

事業者
279万トン
(53%)

家庭
244万トン
(47%)



(※) 令和3年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで、「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」→「過ぎたら食べない方がよい期限」

「賞味期限」→「おいしく食べることができる期限」

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。

消費期限と賞味期限のイメージ



意味

賞味期限

おいしく食べることができる期限 (best-before date)
定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。

消費期限

過ぎたら食べない方がよい期限 (use-by date)
定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。

(消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」を基に作成)

今日から実践!!

～身近な事から始めよう～

買物

① 事前に冷蔵庫内をチェック!

メモ書きやスマホ等で食材を撮影して、期限表示と合わせて確認する方法が有効。

② 必要な分だけ買いましょう!

家にある食材を確認し、必要な分だけ買いましょう。

③ すぐに食べるなら、商品棚の手前から取りましょう。

商品棚の手前から奥にかけ、期限が長いものが置かれる事が多く、奥から商品を取ると手前の商品が売れ残り、期限も近づき廃棄されてしまう場合があります。

スーパーやコンビニなどでは、商品棚手前に置かれた商品には値引きシールが貼られていることがあります。

調理

① 食べきれぬ量を作りましょう!

体調を把握、健康にも配慮。また、家族の予定なども考慮しよう!

② 残っている食材から使いましょう!

③ 調理を工夫してみよう! (ちょっとした工夫を楽しもう)

野菜の皮を薄く切ったり、食材によっては、茎や根元など食べられるものもあります。

「食品ロス」を減らすことは Eco 地球にもやさしい

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素 (CO₂) を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素 (CO₂) が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約 2.1 兆円^(※) が使われています。

(※令和3年度)



02 女性部会の取り組み 03 「食品ロスの削減」に 取り組んでみよう!

(ケンタくんで行く)

歴史めぐり vol.3



05 千代田区の桜

04 2023年 WEB 写真コンテスト 新年賀詞交歓会

青年部会

忘年会

05 女性部会 下京納税協会との意見交換会

06 税制改正大綱

08 新入会員紹介

09 会員紹介

10 2024年 新入社員研修会 -2日間コース- 社会保険実務セミナー

11 メールアドレス登録のお願い 税務署だより

12 都税だより 区税だより

13 麴町消防署だより 麴町警察署だより

14 事務局だより 広告

15 広告

16 広告

2023年 WEB 写真コンテスト

広報委員会では、恒例の「写真コンテスト」を昨年秋に開催いたしました。

全応募作品22点の応募があり、審査の結果、金賞1点、銀賞1点、銅賞1点、広報委員長賞1点が決定いたしました。

なお、写真コンテストは2024年度からしばらくの間お休みさせていただきます。

今までたくさんのご応募ありがとうございました。



「秋真っ盛り」

守屋 浩子氏



「静寂」

広瀬 壮二郎氏



「夕映えの逆さツリー」

小野寺 智子氏



「雲の上の夕焼け」

鷹嘴 聖子氏

01/18

新年賀詞交歓会

▶▶ 日本工業倶楽部

麹町管内税務連絡協議会（納税協力7団体）による令和6年「新年賀詞交歓会」が日本工業倶楽部で盛大に開催されました。

司会者の開会の言葉で始まり、主催者代表 麹町法人会 川村会長の挨拶後、麹町税務署佐藤署長、東京都千代田都税事務所三浦所長、千代田区樋口区長らの祝辞を頂

戴して、麹町間税会酒井会長からの、声高らかな乾杯の音頭で和やかに祝宴が開宴しました。やはり話題は物価の高騰、食材やガソリン等の値上がり、お仕事の話が中心だったようです。中締めは東京小売酒販組合荻原支部長のご発声で名残惜しい中、閉会となりました。



川村会長



佐藤署長



三浦所長



酒井会長

12/11

青年部会
忘年会

▶▶ 北の味紀行と地酒 北海道 飯田橋駅前店

青年部会の忘年会在、飯田橋にて開催されました。

当日は、青年部会員の若手経営者16名が参加され、健康経営プロジェクトの進捗や、法人会活動の思い、各々の事業の情報交換などを共有いたしました。また、特別出席の大同生命保険様による法人会制度商品の説明や、今後の企画など、様々な話題で盛り上がり、有意義な時間を過ごすことができました。

ご参加の皆様、ありがとうございました。



女性部会では初の試みとして、京都市にある下京納税協会との交流会を開催！当日は、両会合わせて23名の参加者で、楽しいひと時を過ごしました。

西陣織の歴史や技法に関する解説と
美術工芸品の鑑賞



西陣織あさぎ美術館 ～ツカキスクエア7F～

香道の歴史や作法等の講話



負野薫玉堂 講話と見学

懇親会



鶴清



女性部会
副部会長

榊原 準子 氏

1867年に呉服問屋として創業された塚喜商事様は、西陣織あさぎ美術館を運営されています。『源氏物語と雅な歌人たち』をテーマに展示もされておられました。

1594年創業された香老舗 薫玉堂様では、日本最古の御香調進所として伝統を受け継いでいらっしゃいます。世界の香木について教えて頂き、沈水香木などの香りを鑑賞。香炉で“香りを聞く”貴重な体験もさせて頂きました。

夜は、鶴清様で懇親会が催されました。自己紹介やそれぞれの活動を報告し、歓談致しました。どのような活動をされているのかわかりませんでした。意外にも私達とあまり違いはなく、京都の地元で根付いた活動をされている印象を受けました。関西圏の方々とは全国のフォーラム会でもお会いすることがなく、とてもよい機会に恵まれたと思います。



女性部会
会計

高梨 千佳 氏

関西2府4県には法人会が存在しておらず、納税協会と言う名称で活動を行っている事を初めて知りました。

また、女性部会も存在しており、法人会女性部会と同じような活動を行っていることも知り、とても親近感が湧きました。京都は、歴史もあり老舗店舗の方々や独特の雰囲気のある会社が多くあることを知り、とても興味深い街で法人の方々も昔の歴史を残しつつ、現代に上手く繋げて事業を行っている姿には感慨深いものがありました。

今後、関西の納税協会との交流を深めていく事によって、麴町法人会も色々な刺激を受け、会員の方の参加も増加するのではないのでしょうか。本当に貴重な体験をさせて頂いた事に感謝いたします。

(ケンタくんと行く)

歴史めぐり vol.3

千代田区の桜

chiyodaku no sakura

千代田区の桜は明治31年、英国駐日公使アーネスト・サトウが大使館前に数百本ものソメイヨシノを植え、現在の千鳥ヶ淵公園などに広がったとされます。その後関東大震災や戦災によって多くの桜が失われると、戦後昭和30年に憩いの場として設けられた千鳥ヶ淵ボート場周辺を華やかに彩るため多くの桜が植えられ、今日の姿を見せています。

また、東京の桜の標本木は靖国神社の境内にあり、5～6輪以上の花が咲いた日を東京都の桜の「開花日」、80%以上の花が咲いた日を「満開日」と定めています。

千代田区のさくらまつりは
毎年多くの人で賑わっているワーン!



(東京 靖国神社境内 標本木)

令和6年度 税制改正大綱

～法人会の税制改正提言～

～法人には朗報! 交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円（現行は5,000円）以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。

①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたいので、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乘せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乘せ5%	上乘せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乘せ5%	上乘せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乘せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正

- 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。
- 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
イ設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
ロ設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4)住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乘せされます。

- 40歳未満であって配偶者を有する者
- 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

★記事の内容についてのお問合せは…
TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎
TEL:03-5363-5958
FAX:03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

(株)メディカライズ

麹町地区会

各サイトをご覧ください。

📍 東京都千代田区麹町3-2-9 VORT 麹町III8F
☎ 0120-364-451

📱 1 メディカライズ企業サイト

<http://www.mrc-group.co.jp/>

2 メディカライズ公式オンラインショップ

<https://medicaraise-healthcare.jp/>

3 キレイノミカタ楽天市場店

<https://www.rakuten.co.jp/medicaraise/>

4 キレイノミカタYahoo! ショッピング店

<https://store.shopping.yahoo.co.jp/kireinomikata/>



(株)ストラクト

平河永田地区会

業種：建設業

📍 東京都千代田区霞が関3-2-5

☎ 03-5501-2922 📱 <https://strukt.jp/>



(株)インフォマージュ

大手町丸の内地区会

業種：画像情報処理サービス

📍 東京都千代田区大手町2-7-1

☎ 03-6262-6604 📱 <https://www.infomage.jp/>



大手町あおぞら検診クリニック

大手町丸の内地区会

業種：健康診断・介護事業

📍 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町 野村ビルB1F
☎ 03-6262-6763 📱 <https://kyoubashi.com/clinic/otemachi>



(株)アルファ・マーケティング・ブレインズ

九段一ツ橋地区会

業種：マーケティング・リサーチ業

📍 東京都千代田区九段南3-8-11 飛栄九段ビル4F

☎ 03-6268-9715 📱 <https://www.alpha-marketing.jp/>



(株)国際特許開発

九段一ツ橋地区会

業種：サービス業

📍 東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル8階
☎ 03-6261-9820 📱 <https://www.pdi-ip.jp/>



TDCソフト(株)

九段一ツ橋地区会

業種：ITコンサルティング&サービス

📍 東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス

☎ 03-6730-8111 📱 <https://www.tdc.co.jp/>



有楽町法律事務所

有楽町・日比谷地区会

業種：士業

📍 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10階
☎ 03-3213-2085

みけねこ保険サービス(株)

番町地区会

業種：不動産管理業

📍 東京都千代田区二番町1-2-603

(株)YUNOJI&CO

番町地区会

業種：フィットネスジム

📍 東京都千代田区五番町4-6ザ・パークハウス1101

新入会員を募集中!

麹町法人会のご紹介・お声かけをお願いします



事務局へご連絡いただけましたら、
担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

会員企業紹介

麴町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介します。



(株)オーディーピーセンター 飯田橋・富士見地区会

オンデマンド印刷のエキスパート

チケット、クーポン券、DM、テキスト、報告書、アルバム複製（非破壊型高精度スキャナー）など1部～1000部位の印刷～製本～封入・発送までを本社工場（飯田橋）で一貫生産 ワンストップにて承ります。

📍 東京都千代田区飯田橋2-14-7光ビル
☎ 03-5276-1660 📧 contact@odp-center.co.jp
🌐 <https://www.odp-center.co.jp>



(株)エル・コーエイ 麴町地区会

業種: 土木工事業

📍 東京都千代田区麴町4-2-7
🌐 <https://www.el-koei.co.jp/>

麴町地区会



(株)大津クリエイティブ・エイジェンシー 麴町地区会

📍 東京都千代田区麴町1-8 麴町ニシペビル602
☎ 03-3230-0453 🌐 <http://www.oca-t.co.jp/>

麴町地区会



大西法務労務事務所 番町地区会

業種: 行政書士

📍 東京都千代田区二番町1-2-431
☎ 03-3239-2560 🌐 <http://visa-tokyo.jp/>

番町地区会



(株)オレンジ社 九段一ツ橋地区会

業種: 情報サービス業

📍 東京都千代田区九段南3-9-12 九段ニッカナビル6F
☎ 03-3239-0700 🌐 <https://www.orange-sha.co.jp/>

九段一ツ橋地区会



(株)オングストローム 九段一ツ橋地区会

📍 千代田区九段北4-1-14 九段北TLビル1F
☎ 03-3262-0791 🌐 <http://www.angstrom.co.jp/index.htm>

九段一ツ橋地区会



開成工業(株) 大手町丸の内地区会

業種: ビルメンテナンス業

📍 千代田区丸の内3-3-1 新東京ビルB341区
☎ 03-3214-1661 🌐 <https://kaiseikogyo.co.jp/>

大手町丸の内地区会



大角良昭 税理士事務所 飯田橋・富士見地区会

業種: 税理士業

📍 東京都千代田区飯田橋1-12-5 ザ・パークハビオ飯田橋プレイス705

飯田橋・富士見地区会

(株)岡田商会 番町地区会

業種: 不動産業

📍 東京都千代田区三番町14-3 岡田ビル6F

番町地区会

(株)オガタ印刷 飯田橋・富士見地区会

業種: 印刷業

📍 東京都千代田区飯田橋1-5-6 協和ビル

飯田橋・富士見地区会

会員企業紹介
記事募集中!

お問い合わせ
麴町法人会 事務局
admin@koujimachi.or.jp

開催予告

2024年

新入社員研修会 ～2日間コース～

▶▶ 都市センターホテル

本研修では、ビジネスマナーの基礎を学びます。しっかりとしたビジネスマナーを学ぶことで、仕事スキルの未熟さを丁寧さで補える社員を目指します。

身につけておいてもらいたい「明るい表情」と「元気な挨拶」から始まり、メールを含めたビジネス文章の書き方、来客対応、名刺交換、電話対応などのビジネスパーソンとしての基礎マナーを身につけます。

開催日

4/22 月 >> 4/23 火

開催時間

10:00 >> 16:00
(60分休憩)

対象者

新入社員・若手社員・新社会人

講師

大妻女子大学キャリア教育センター
特任講師

澤田 裕美 氏

受講料*

(お一人様あたり)

会 員 | 10,000 円
非会員 | 15,000 円

お申込締切日

4/12 金

先着 40 名様

定員を超えるお申込みがあり受講
できない場合にはご連絡いたします。

※受講料には、テキスト（書籍）、飲物（研修会中）、昼食2日間（ホテルのレストラン）が含まれています。
※受講料は当日会場で承ります。

申込方法

タイトルに「新入社員研修会の申込み」、本文に「法人名」「氏名」「年齢」「電話番号」を明記の上担当：高橋 までメールをお願いします。
複数参加の場合も、上記内容でお申込みください。

admin@koujimachi.or.jp

開催予告

社会保険実務セミナー

▶▶ 東京トラック事業健保会館

実務担当者に必要な社会保険の基礎知識を解説！

当講座では健康保険・介護保険・厚生年金保険を中心とした社会保険の基礎知識を学び、従業員の採用時から退職時まで、会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等、わかりやすく解説していきます。

社会保険制度の内容は多岐にわたり、基本的な手続きでも把握しておかなければならない知識や手続きは沢山ありますが、「基本以外のよくある例外」も多く存在するのが実状です。本セミナーでは、「基本的な社会保険制度については分かるけど、よくあるこの場合はどうするの?」という疑問を解決します。

“あるある”な手続きに関する実務を、演習を交えて学び、社員からのあらゆる質問に対応できる力を身につけます。

日 程

令和6年

第一回 4月16日(火)

第二回 7月25日(木)

第三回 10月24日(木)

令和7年

第四回 1月29日(水)

会 場

東京トラック事業健保会館
千代田区三番町14番地4

講 師

社会保険労務士法人 ミライエ
代表社員
石上 慶氏

資 料

当日配布(無料)

参加費

会 員 無 料 非会員・一般 ¥1,000-

申込方法



FAX : 03-3261-9428

admin@koujimachi.or.jp

タイトルに「社会保険実務セミナー申込み」本文に「法人名」「氏名」「電話番号」を明記の上、高橋までご連絡をお願いします。

研修会や会員交流会等の有益情報を優先して配信いたします

当会では、会員企業の皆様へのサービスを一層充実し、従来以上にご利用いただけますように取り組みを進めております。現在、当会からのご案内等は、書面にて送付または FAX させていただいておりますが、今後、緊急のご案内や情報展開を、直接かつ適時に実施できる体制を整備いたしたく、業務ご多用の折、誠に恐縮に存じますがメールアドレスを下記の方法でご登録いただきますようお願い申し上げます。

メールアドレス登録方法【登録は何名様でも構いません】



タイトルに「メールアドレス登録」
本文に「法人名、氏名、役職、登録メールアドレス」を明記の上、下記アドレスに、担当：高橋までメールをお願いします。

事務局：高橋 忠道

admin@koujimachi.or.jp

※ご登録いただいた事項や個人情報は、当会の事業運営上の照合並びに当会から各種連絡、情報提供等当会の事業の円滑な実施の目的のみに使用します。

税務署だより

information

キャッシュレスで国税の納付ができます！

キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金管理の効率化!

選べる納付手段!

振替納税	振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング口座などから納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から、利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>



来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！

申告

- ✓ 電子申告
①eLTAX ②東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所宛)

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
①eLTAX ②東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所宛)

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
(インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
①東京共同電子申請・届出サービス ②スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。



住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年住民税の申告書を提出した方のうち、確定申告をしなかった方や、転入された方のうち一部の方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧ください。令和6年3月15日(金)までに申告してください。

～便利・安心・簡単～

住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。

※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

千代田区納税案内センターからのご案内

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。

納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話やSMSでご連絡をさせていただく場合があります。

振り込め詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください。

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取り扱うこともありません。

お問い合わせ先

千代田区役所

税務課課税係(住民税の申告)
03-5211-4191・4192(直通)

税務課納税促進係(口座振替)
03-5211-4193(直通)

税務課特別整理係(納付相談)
03-5211-4195(直通)

春の火災予防運動が始まります

3月1日(金)～3月7日(木)

3月1日(金)に予約制自衛消防訓練を行います

防火管理者が必要な事業所・共同住宅の方を対象に消火訓練や避難訓練を行います。ご希望の方は永田町出張所まで事前予約(電話またはメール)をお願いいたします。皆さまのご参加をお待ちしています!

時間 午前：10時00分～12時00分 | 午後：13時30分～15時00分

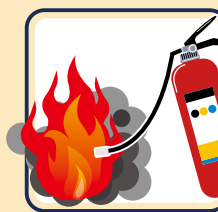


いざという時のために消火器の使い方を覚えましょう!

使い方はとっても簡単! 3つのステップです。



1
安全ピンを抜く



2
ノズルを
火元に向ける



3
レバーを強く握る

お問い合わせ先

麴町消防署予防課防火管理係 ☎ 03-3264-0119

永田町出張所 ☎ 03-3580-0119

メール | koujimati-info@tfd.metro.tokyo.jp

巡回連絡にご協力をお願いします

巡回連絡とは、警察官が犯罪の予防、災害や事故の防止などを目的にご家庭や事業所等を一軒ずつパトロールしながら訪問する警察活動のことをいいます。

住んでいて怖かった出来事や困ったことなどはありませんか? ぜひ訪問した警察官に話をお聞かせください。

なぜ、巡回連絡カードが必要なのか?

早急なやりとりが必要なとき、
このカードが**命綱**になります!

巡回連絡カードは、ご自身や家族に危害を及ぼす可能性のある**火災**や、突然の**事件事故**などに遭ってしまった際、カードに記載された連絡先に基づいて家人や責任者に連絡するために活用されます。カードには緊急時の連絡先のほか、ご意見やご要望なども記載できます!



巡回連絡カードは
厳重な管理のもと保管されており
**他人に見せることは
一切ありません**

警察官を装う詐欺事件も発生しています。
警察官がキャッシュカードを取りにご自宅へ
伺うことは絶対にありません。
少しでも怪しいと思ったらご連絡ください。

警視庁麴町警察署地域総務係 代表電話

☎ 03-3234-0110



移転・休廃業、その他 変更点が生じた場合は お早めにご連絡を！

WEBサイト内「会員名簿」について

麹町法人会WEBサイト上で、会員相互の交流を目的とした、会員専用ログインによる「会員名簿」の閲覧ができます。会社名とURLが掲載されています。

会員名簿にURL掲載希望の場合

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > WEBサイト「会員名簿」掲載情報
上記用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返信ください。

口座振替サービス利用にご協力ください

2020年度年会費納付より、口座振替サービスを導入しました。お忙しい時期に金融機関に向かう手間がなくなり、振込手数料のご負担もありません。事務局での管理作業および経費が軽減されます。次回の引き落としは4月30日(火)です。

申込手続き

麹町法人会Webサイト > 各種届出用紙 > [預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書]
上記用紙をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、金融機関届け出印を捺印のうえ、本会事務局へ郵送してください。

広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？
1回のみでの掲載も大歓迎！
1,600社近くの会員様へPRできます！

発行部数 約1,600部
発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)

◎原稿締切日 発刊月の前々月20日迄
(11月・1月・4月・7月)

◎応募先 admin@koujimachi.or.jp
◎会報担当 高橋宛

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ		会員	非会員
1ページ	裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ	中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ	中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です



izumi-kaikei

いずみ会計事務所では
公益法人(社団法人、財団法人)
NPO法人、任意団体の会計や
税務の御相談を受け付けています！

税理士・内部監査士 浦田泉

① いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)

① いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikei.com

[いずみ会計事務所の「ためになるブログ」 Season2]

<http://www.izumi-kaikei.info/>

[公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]

<http://ameblo.jp/izumikaikei/>

[NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]

<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

[いずみ会計事務所 facebook]

<https://www.facebook.com/izumikaikei>

[公益法人専門の総合相談室 facebook]

<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

■いずみ会計事務所ウェブサイト

<http://izumi-kaikei.com/>

■公益法人会計.com

<http://koueki-kaikei.com/>



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期診療から専門医受診までの幅広い診療科と、最新かつ先進な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を滞りなくご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。

TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。



従業員の退職金準備は

とく たい きよう 特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



日本の未来を担う子供たちのために 財政健全化に貢献!

医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫

しわ寄せは子供たちに...

子供たちの世代を救うために我々大人が 主体的に取り組めることはないだろうか?

ジェネリックで お願いします

※直接医師に「ジェネリックを使いたい」と伝えてください。

ジェネリック医薬品とは?

新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で、**効き目・品質・安全性が同等**なお薬で、開発費用が抑えられるため**低価格**です。ジェネリックの使用率は約7割(2018年)これが100%になると年間1.2兆円の医療費が削減できます!



ここにシールを貼ってください

シールを貼ろう!!!

上のラベルを剥がし、保険証に貼付してください。

健康保険 本人(被保険者) 0101
被保険者証 平成00年 0月 0日交付
記号 01010101 番号 010
協会 太郎 性別 男
生年月日 00年 0月 0日
保険者番号 01010101
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部



法人会

(公財) 全国法人会総連合 青年部会連絡協議会